

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 5 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

多機能端末機による証明等に係る手数料の特例を設けるとともに、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 4 8 号）による長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号）の一部改正に伴う長期優良住宅維持保全計画の認定等に係る申請手数料の追加及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成 2 4 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 1 9 号）の一部改正に伴う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の見直しを行うほか、所要の規定整備を行うため。

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例（令和４年伊丹市条例第 号）

伊丹市手数料条例（平成１２年伊丹市条例第７号）の一部を次のように改正する。

付則に次の１項を加える。

（多機能端末機による証明等に係る手数料の特例）

6 当分の間，多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で，証明書を交付する機能を有するものをいう。）を利用することにより交付の申請があった住民票の写し及び印鑑登録証明に係る手数料については，別表第１中「３００円」とあるのは「２００円」とする。

別表第２第５１号の２中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画及び長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料」に，「から第５１号の４までにおいて「計画」を「及び次号において「建築等計画」という。）及び長期優良住宅維持保全計画（以下この号及び次号において「維持保全計画」に改め，同号ア中「計画（以下この号及び次号）」を「建築等計画又は維持保全計画（イ）」に改め，同号ア(7)中「計画」を「建築等計画又は維持保全計画」に，「増改築の場合は，２１，０００円」を「増改築に係る建築等計画又は維持保全計画の場合は，２１，０００円」に改め，同号ア(1)から(4)までの規定中「増改築」の右に「に係る建築等計画又は維持保全計画」を加え，同号イ中「しない計画」を「しない建築等計画又は維持保全計画」に改め，同号イ(7)から(9)までの規定中「増改築」の右に「に係る建築等計画又は維持保全計画」を加え，同号後段中「計画」を「建築等計画」に改め，同表第５１号の３中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画及び長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料」に改め，同号前段中「計画に係る」を削り，「計画」を「建築等計画又は維持保全計画」に改め，「増改築」の右に「に係る建築等計画又は維持保全計画」を加え，同号後段中「，計画」を「，建築等

計画又は維持保全計画」に改め、同号後段(7)中「計画」を「建築等計画」に改め、同号後段(4)中「計画」を「建築等計画又は維持保全計画」に改め、「増改築」の右に「に係る建築等計画又は維持保全計画」を加え、同号後段(9)中「計画」を「建築等計画又は維持保全計画」に、「又は第6号」を「、第6号又は第7号」に改め、「増改築」の右に「に係る建築等計画又は維持保全計画」を加え、同表第51号の5中「認定長期優良住宅建築等計画」の右に「及び認定長期優良住宅維持保全計画」を加え、同表第51号の6ア(7)b中「(以下この号において「性能評価書」という。)」を削り、同号イ中「(計画に係る部分が住戸の部分のみである場合は、当該計画に係る住戸の部分。以下このイにおいて同じ。)」を削り、同号イ(7)から(8)までの規定中bを削り、cをbとし、同号中「、住戸に係る計画の認定と当該住戸を含む建築物に係る計画の認定を併せて申請するときは、上記イの規定により算定した額とし」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、付則に1項を加える改正規定は、令和5年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に申請のあった低炭素建築物新築等計画(一戸建ての住宅以外の建築物で住宅部分を有するもの又は住宅部分及び非住宅部分を有する建築物に係るものに限る。)に係る変更認定申請手数料及び軽微変更該当証明手数料の規定の適用については、この条例による改正前の伊丹市手数料条例別表第2第51号の6の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。